

販売代理店契約書

株式会社環境保全研究所（以下「甲」という。）と、契約者（以下、「乙」という。）は、次のとおり合意し、この契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（販売店の指定）

1. 甲は、乙を、甲が取り扱う化粧品、健康食品である「トリニティーゼット」の名称を付した各種シリーズ製品、その他甲が取り扱う製品（以下、「本製品」という。）の非独占的販売店に指名し、乙は当該指名に同意し、これを引き受けるものとする。なお、甲は、いつでも、その裁量により、本製品の追加、削減又は変更をすることができる。
2. 乙は、下記の条件の範囲で、本製品の販売店として、本製品を販売することができる。
 - (1) 乙の販売先エリアは定めない。
 - (2) ネット販売や甲の承諾なく SNS による勧誘を行わない等、甲が別途定める規程に則った販売方法を遵守する。
 - (3) 乙が勧誘し、登録を申請し、甲が書面等（電子メールを含む。以下、特に断りのない限り同様とする。）にて承認した、愛用者又は小売を認められた愛用者又は再販者（これらを以下、「販売先」という。）に販売する。
 - (4) 乙は自己の責任をもって特定商取引法その他の関連法規を遵守して販売活動を行う。
 - (5) 乙が講習会やイベント等で本製品を販売する際、甲が提供する契約書面を用い、甲が別途定める販売方法に則り販売する。
 - (6) 乙は、乙の販売先が本製品を販売する際、前5号を遵守させる。
 - (7) その他、甲が別途定める規程によるものとし、甲は乙に対しホームページ又は電子メール等で通知する。
3. 甲は、甲が運営する業務代行クラウドシステム（以下、「代行システム」という。）の利用の権利を乙に提供する。甲は、乙の代行システムにおける、乙の本製品の仕入先を指定する。乙は販売店として、本製品を仕入先から買い取り、乙の名義でこれを販売先に販売するものとする。

第2条（当事者の関係）

1. 甲乙間の関係は、相互に独立した売主と買主の関係であり、甲が乙に対し、明示又は黙示たるを問わず、いかなる目的のためにも、いかなる代理権も付与するものではない。
2. 乙は、販売先に対し、甲の代理人であると誤解を生じさせる対応をしてはならない。
3. 乙は、本契約に違反する態様での販売先への販売、甲の承諾なき本製品の仕様等の変更、法令に違反する販売、その他本製品の販売店として甲の信用を害し又は害するおそれのある行為は一切行なってはならない。

第3条（個別契約）

1. 本契約は、本製品についての全ての売買契約（以下「個別契約」という。）に対して適用される。
2. 支部責任者や塾生等の個別契約において本契約と異なる条項を定めた場合は、個別契約の定めが優先されるものとする。

第4条（契約金）

乙は、契約に必要な定められた契約金を、甲が指定する口座に一括払いにて納める。契約ランク毎の契約金や、預託保証金の扱い等、別途定める規程によるものとする。

第5条（売買価格）

1. 甲が乙に販売する本製品の価格（以下、「売買価格」という。）は、甲が交付する「総合カタログ」内価格一覧表を基準とする。
2. 乙は、本製品を販売先に販売する際の価格を、甲が提示する希望小売価格（以下、「メーカー希望小売価格」という。）を参考にし、適切な価格で販売するよう配慮しなければならない。
3. 甲は、製造原価・市場動向等を勘案して、いつでも、その裁量により、価格一覧表の価格及びメーカー希望小売価格を変更することができるものとし、その場合、甲は、新たな価格を適用する1か月前までに、乙に甲のホームページ又は電子メール等で通知する。

第6条（支払方法）

1. 本製品の支払い方法は、代金引換又は掛売が選択できる。乙は、代行システムに設定された乙の仕入先と相談の上、支払い方法を決定又は変更することができる。乙の仕入先がクレジットカードサービスに対応している場合、クレジットカードも選択できる等、甲が別途定める規程によるものとする。
2. 掛売の場合、乙は、甲が指定する乙専用の照合口座に毎月15日までに振り込む。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（検査）

1. 乙は、本製品の受領後、8日以内に本製品の検査を行う。
2. 甲は、検査の結果、不合格になったものについて、甲の負担で引き取り、速やかに代品納入及び不足数量発生時には追加納入を行う。なお、代品納入又は追加納入の場合も前項の定めに従う。
3. 甲は、検査の結果、超過納入をしたものについて、甲乙間で、超過分を新たな発注に基づく納入と取り扱うと合意した場合を除き、甲の負担で超過分を引き取るものとする。
4. 本製品の検査の合格をもって本製品の引渡しがあったものとみなす。

第8条（所有権及び危険負担）

1. 本製品の所有権は、本製品の代金が支払われた時点で乙に移転する。
2. 乙が本製品を受領した後、所有権が移転する前に、乙の責に帰し得ない事由により、本製品の全部又は一部が滅失又は損傷した場合、この場合における危険は乙が負担する。

第9条（契約不適合責任）

乙は、引き渡された本製品が本契約及び個別契約の内容に適合しないものであるとき（以下、「契約不適合」という。）は、甲に対し、本製品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課するものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による履行の追完又は代金額の減額による対応をすることができる。

1. 契約不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前項の規定による請求をすることができない。
2. 乙が知り、又は過失によって知らなかった事由は、契約不適合に含まれないものとし、乙は、当該事由を理由とする第1項の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできないものとする。

3. 乙が、引き渡された本製品について、引き渡し後6か月以内に契約不適合を甲に通知しないときは、乙は、その不適合を理由として、第1項の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、甲が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
4. 本契約及び個別契約においては、民法第566条並びに商法第526条第2項及び第3項の規定は適用しない。

第10条（製造物責任）

本製品の欠陥（製造物責任法第2条第2項の定義による）により第三者の生命、身体又は財産を侵害したときは、甲及び乙は、第三者との解決方法及び責任割合について協議する。

第11条（商標）

1. 乙は、本契約の有効期間中、本製品の販売促進及び販売のために必要とされる範囲内に限り、甲が定めた本製品に関する商標や標章等（以下「商標等」という。）を使用することができる。
2. 乙は、甲から商標等の使用について指示を受けた場合には、この指示に従うものとする。
3. 乙は、販売に使用するパンフレット等の表示物で甲が作成したもの以外を使用する場合、事前に甲に提示してその承諾を得なければならない。また、乙は、インターネットのホームページ等において本製品を広告・宣伝する場合、その内容を事前に甲に提示して、その承諾を得なければならない。
4. 乙は、本製品に関し、第三者から取材又は撮影の申し込みを受けたときは、その諾否を決する前に、甲に通知するものとする。
5. 乙は、甲の商標と誤認混同を生じるような、いかなる商標の登録も出願してはならず、いかなる標章、ドメイン名も使用してはならない。
6. 乙は、販売先にも前5項の定めを遵守させるものとする。
7. 本契約が終了した場合又は甲から要請があった場合には、乙は直ちに商標等の使用を中止しなければならない。乙の設備において商標等が付されたものがある場合は、乙の費用でこれを撤去し、本製品のカタログその他の商標等が付されたものについては、甲の指示に従い甲に返還するか、又は乙の費用で廃棄するものとする。

第12条（新たに形成された知的財産権の取扱い）

乙は、本契約に関連して開示又は知り得たノウハウ、アイデアその他の情報に基づいて知的財産権を取得する場合には、甲にその内容を事前に通知しなければならない。甲は、当該通知を確認の上、当該知的財産権の帰属等の取扱いについて、甲乙協議の上で決定するものとする。

第13条（顧客対応）

1. 乙は、販売先から本製品のクーリング・オフの連絡を受け、かつクーリング・オフ適用の場合、販売先に不要な本製品の返品先連絡や返金手続き等の説明を行い、又、受領済契約金があれば返金手続き等の説明を行い、甲に対し、速やかに書面等にて報告するものとする。
2. 乙は、販売先から本製品や本契約に関わる活動等に関してクレームを受けた場合、甲に対し、速やかに書面等にて詳細を報告するものとする。
3. 甲及び乙は、当該クレームの解決を最優先とし、甲は、乙による当該クレーム対応への協力を惜しまず、その内容に応じて、必要な対処・処理方法を、乙と協議するものとする。ただし、当該クレーム

が乙による本製品販売にあたっての説明不足等専ら乙に帰責事由がある場合には、乙は自らの責任と費用をもって解決するものとする。

第14条（守秘義務）

1. 甲及び乙は、本契約の存在及び内容、並びに本契約の締結及び履行に関連して知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（以下、併せて「秘密情報」という。）を、次項に定める場合を除き、相手方の承諾を得ない限り、第三者に開示し、若しくは漏洩し、又は本契約の目的以外に使用してはならない。ただし、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。
 - （1）開示を受けた時に既に保有していた情報
 - （2）開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - （3）開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
 - （4）開示を受けた時に既に公知であった情報
 - （5）開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
2. 前項の規定は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。
 - （1）情報を受領した者が、自己若しくは関係会社の役職員又は弁護士、会計士、税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して、自己と同様の義務を負わせることを条件に、必要最小限の範囲で秘密情報を開示する場合
 - （2）適用のある法令等又は金融商品取引所規則の定めに従って開示する場合
 - （3）裁判所、行政機関又はその他の政府機関の命令又は要求に基づいて秘密情報を開示する場合
3. 甲又は乙は、前項第2号又は第3号の規定に基づき秘密情報の開示を義務付けられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。
4. 甲又は乙は、第1項に違反し又は違反のおそれが生じた場合には、相手方に対し、速やかに、その内容及び流出先など相手方が求める情報を調査の上で開示し、相手方の被害が拡大しない措置を採らなければならないものとする。
5. 本条の規定は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

第15条（通知義務）

甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、もしくはそのおそれのあるときは、速やかに相手方に通知しなければならない。

- （1）住所、代表者、商号又は相手方との取引に関連する重大な組織の変更
- （2）事業の譲渡、組織変更、合併、会社分割、株式交換及び株式移転、その他これに準ずる経営上の重要事項の変動
- （3）第17条各号の事由

第16条（解除）

1. 甲又は乙がその債務を履行しない場合は、その相手方は、民法の定めに従い、本契約の解除をすることができる。
2. 前項のほか、甲及び乙は、相手方が次条（1）後段及び（2）ないし（6）の事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく、本契約及び個別契約の全部又は一部の解除をすることができる。
3. 前2項の解除は相手方に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第17条（期限の利益の喪失）

甲及び乙は、次の各号の事由のいずれかに該当した場合には、本契約に基づく自らの債務について、何らの催告を要することなく、当然に期限の利益を失う。

- （1） 本契約若しくは個別契約に基づく債務を履行せず、又は本契約若しくは個別契約の定め1つにても違反したとき
- （2） 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
- （3） 合併によらず解散したとき
- （4） 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは任意競売の申立て、又は租税等の滞納処分を受けたとき
- （5） 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- （6） その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

第18条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号の事項を確約する。
 - （1） 自ら若しくはその子会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、併せて「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - （2） 自ら若しくは子会社の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - （3） 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
 - （4） 自ら又は第三者を利用して、本契約に関して次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
 - （5） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していないこと
 - （6） 反社会的勢力に対して資金の提供等の利益の供与、又は便宜を供与するなどの関与をしていないこと
2. 甲又は乙の一方について、一つでも前項各号の確約に反することが判明した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第19条（損害賠償）

乙は、甲の故意又は過失がある場合を除き、次の事由に該当した場合、損害を賠償しなければならない。本条は、本契約の終了後も効力を有するものとする。

- （1） 本契約及び個別契約及び他の規程や定款に違反した場合
- （2） 消費生活センターや公的機関の指導を受ける等消費者問題を起こした場合
- （3） 第三者に対し重大な紛争を起こした場合
- （4） その他、乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を被った場合

第20条（契約終了後の効果）

1. 本契約が契約解除により終了した場合、乙は、直ちに本製品の販売、販売促進、広告宣伝等の一切の活動（以下「本製品の販売等」という。）を中止するとともに、甲の商標等の使用を中止するものとし、以後、甲の販売店である旨を表示してはならない。
2. 本契約が期間満了により終了した場合には、乙は、期間満了後1か月間に限り、甲の販売店である旨を表示したまま、本製品の販売等及び甲の商標等の使用をすることができる。
3. 事由の如何を問わず、本契約が終了したときは、乙は、直ちに、本製品に関して甲から受領した一切の資料及びデータを、甲の指示に従い返還又は廃棄するものとする。乙及び乙が直接販売を行った販売先の債務（商品の未払金等）がある場合は、速やかに全ての債務を支払うものとする。

第21条（期間）

1. 本契約の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して本契約を終了する旨の書面等による通知がなされない場合、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。
2. 甲および乙は、本契約の有効期間であっても相手方に書面等で申し出ることにより、申し出た日以降3か月以内の、甲および乙が合意の期日にて本契約を終了できる。
3. 前2項にかかわらず、その条項の性質上、本契約の終了と矛盾抵触しない各条項については本契約の終了後も引き続き効力を有するものとする。

第22条（譲渡禁止）

甲及び乙は、本契約の契約上の地位並びに本契約から生じる権利又は義務の全部又は一部を相手方の承諾を得ることなく第三者に譲渡してはならない。

第23条（競業禁止）

乙及び乙の関係人（知人名義での事業継続人、親族・会社を通しての関係人、子会社・関連会社等その他関係人）は、本契約期間中及び本契約の終了後1年間は、地域の如何を問わず、本契約と同様もしくは類似する事業（化粧品、健康食品の小売業）を行うことはできない。

第24条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きを含む）については、東京地方裁判所及び甲の所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第25条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約書に関する解釈上の疑義については、誠実に協議の上、解決するものとする。

以上

以上、本契約の成立を証するため、契約書は1通を作成し甲が原本、乙が控えを保有する。

(No.20220601)